

月例実践講座

自己信託の基礎

2024年5月29日

株式会社継志舎
石脇俊司

実務で活用する信託

『**資産管理・運用と承継対策に活用する信託**』 2024年5月～2024年10月 6回

認知症対策にも使えるが、それに限らない信託の利用法を知り、
信託活用の幅を広げることを目指します

自己信託 2024年5月～2024年8月 4回

5月：自己信託の基礎

6月：自己信託のニーズ（財産管理・承継の課題を解決する自己信託を考える）

7月：自己信託を活用するための法律理解 **専門家講師を予定**

8月：自己信託を活用するための税務理解 **専門家講師を予定**

自己信託を知り、自己信託の活用を検討していくことで、信託の活用にはバリエーションが広がる

財産の
管理・処分
運用
贈与
相続

今までになかった方法が！

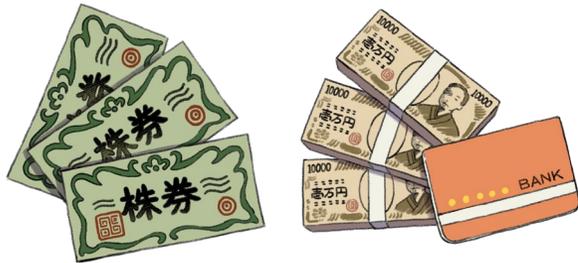


高齢による認知・判断能力の低下



心配なこと

認知・判断能力の低下により
所有する財産の管理・処分ができなくなる



実現したいこと

財産の管理・処分を滞らせない
財産を自分や家族のために利用し続けたい

信託法を確認する ①

(定義) 第二条

この法律において「信託」とは、**次条各号に掲げる方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的**（専らその者の利益を図る目的を除く。同条において同じ。）**に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきもの**とすることをいう。

信託の要件

1. 財産が存在すること **信託財産**（受託者に帰属する財産）
2. 信託財産について達成したい目的が定められていること **信託目的**
3. 特定の者が、目的達成のために信託財産を管理・処分および必要な行為をすること
受託者が、目的達成のために、信託財産を管理・処分および必要な行為をする

委託者・受託者・信託財産 【親子で信託することを例に】

財産の所有者
信託する者

目的達成のために
財産を管理・処分する者

委託者



受託者

所有権を移転する



信託財産

信託法を確認する ②

（信託の方法） 第三条

信託は、次に掲げる方法のいずれかによってする。

- 一 **特定の者との間**で、当該特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の**契約（以下「信託契約」という。）を締結する方法**
- 二 特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の**遺言をする方法**
- 三 **特定の者が**一定の目的に従い**自己の有する一定の財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為を自らすべき旨の意思表示**を公正証書その他の書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）で当該目的、当該財産の特定に必要な事項その他の法務省令で定める事項を記載し又は記録したものによって**する方法**

信託の方法

1. 信託契約を締結する方法

信託に関する公正証書作成件数
2022年 3,960件

信託契約による信託

ほとんどが信託契約

2. 遺言する方法

遺言による信託

3. 自己の有する一定の財産の管理又は処分及びその他の 当該目的の達成のために必要な行為を自らすべき旨の意思表示

自己信託

自己信託

委託者が、「この財産を信託財産として、委託者の固有の財産とは別扱いする」と意思表示

別扱いするのは、
信託財産について「達成したい目的がある」から



信託法を確認する ③

(定義) 第二条

***** (略)

6 この法律において「**受益者**」とは、**受益権を有する者**をいう。

7 この法律において「**受益権**」とは、**信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であつて信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権**（以下「**受益債権**」という。）**及びこれを確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利**をいう。

信託契約に規定された受益権を有する者

委託者



受託者



受益者



債権が守られているか
受託者を監督する権利
【受益権】

債権に基づく請求
権利

義務

引き渡し・給付



信託財産



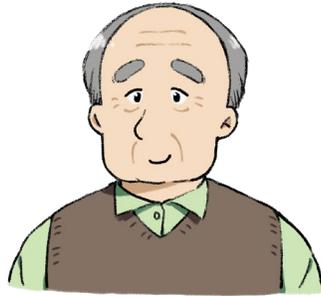
債権（受益債権）

- 財産の引き渡し
- 財産に係る給付

受託者は、
受益者のために信託財産を管理している、とみえる

自己信託の存続の問題

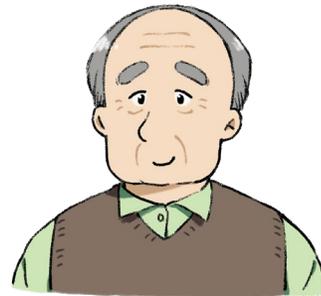
委託者



委託者の固有財産



受託者



信託財産の所有者は変わらず



信託財産

受益者



受託者と受益者が同じならば、受託者が**自身の利益を**図ることにならないか？

(定義) 第二条

この法律において「信託」とは、次条各号に掲げる方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的（**専らその者の利益を図る目的を除く**。同条において同じ。）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう。

信託法を確認する ④

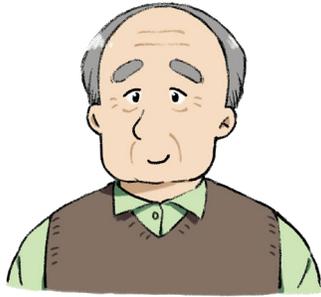
(信託の終了事由) 第六十三條 信託は、次條の規定によるほか、次に掲げる場合に終了する。

- 一 信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき。
- 二 **受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が一年間継続したとき。**

以下、略*****

自己信託の存続の問題

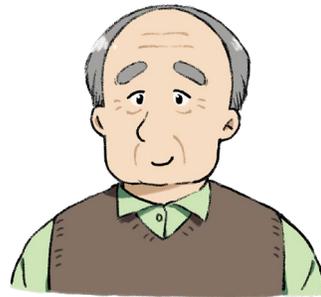
委託者



委託者の固有財産



受託者

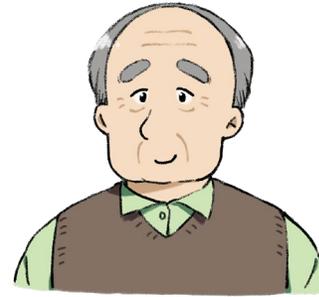


信託財産の所有者は変わらず



信託財産

受益者



受益権



一部または全部 譲渡
(有償・無償)



1年経過する前に、
**すべての受益権を有する状況でなくなれば、
信託は終了しない**

自己信託の課税

受益者

受託者



ケース1



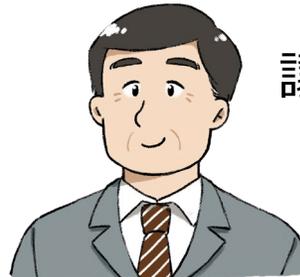
自己信託をしたときに、受託者以外の者が受益者

相当の対価の負担なし

→ **受益者に贈与税が課税**

信託財産の価額が高いと、贈与税の納税に課題

ケース2



譲渡したときに、他の者が受益者となる
(当初の受益者と新たな受益者と2名が受益者の場合も)

相当の対価の負担なし

→ **受益者に贈与税が課税**

- ① 納税負担可能な額の受益権を継続的に譲渡
- ② 信託財産の価額を下げた後、受益権をまとめて譲渡



信託財産

受益権

一部または全部

譲渡

(有償・無償)

受益者が、**信託財産に属する資産、負債を有しているとみなして、所得税が課税**

相続税法を確認する

(贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利)

第九条の二 信託 (退職年金の支給を目的とする信託その他の信託で政令で定めるものを除く。以下同じ。) **の効力が生じた場合**において、**適正な対価を負担せずに当該信託の受益者等** (受益者としての権利を現に有する者及び特定委託者をいう。以下この節において同じ。) **となる者があるときは**、当該**信託の効力が生じた時**において、当該**信託の受益者等となる者は**、当該**信託に関する権利を当該信託の委託者から贈与** (当該委託者の死亡に基因して当該信託の効力が生じた場合には、遺贈) **により取得したものとみなす。**

2 受益者等の存する信託について、**適正な対価を負担せずに新たに当該信託の受益者等が存するに至った場合** (第四項の規定の適用がある場合を除く。) には、**当該受益者等が存するに至った時**において、当該**信託の受益者等となる者は**、当該**信託に関する権利を当該信託の受益者等であつた者から贈与** (当該受益者等であつた者の死亡に基因して受益者等が存するに至った場合には、遺贈) **により取得したものとみなす。**

以下、略*****

財産評価通達 【信託受益権の評価】を確認する

202 信託の利益を受ける権利の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。（平11課評2-12外・平12課評2-4外改正）

(1) **元本と収益との受益者が同一人である場合**においては、この**通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額**によって評価する。

(2) **元本と収益との受益者が元本及び収益の一部を受けする場合**においては、この**通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額にその受益割合を乗じて計算した価額**によって評価する。

(3) **元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合**においては、次に掲げる価額によって評価する。
いわゆる「複層化信託」。特殊な信託

イ 元本を受益する場合は、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額から、ロにより評価した収益受益者に帰属する信託の利益を受ける権利の価額を控除した価額

ロ 収益を受益する場合は、課税時期の現況において推算した受益者が将来受けるべき利益の価額ごとに課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて計算した金額の合計額

所得税法を確認する

(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)

第十三条 信託の**受益者**（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該**信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし**、かつ、当該**信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして**、この法律の規定を適用する。ただし、**集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用については、この限りでない。**

以下、略*****

自己信託の目的は？ 利用のニーズは？

たとえば

1. 財産管理が難しい者を受益者として、委託者が自身の財産を分別して信託財産とし、信託財産を受益者のために管理・処分
2. 財産の流動化（換金）、収益を小口に分け多数の者に分散
3. 自社株承継

次回以降で、自己信託の利用法を検討

高齢者の財産管理に限定されない信託の利用法を知り、信託の利用を広げる

委託者

法人
株式会社〇〇

受託者

法人
株式会社〇〇

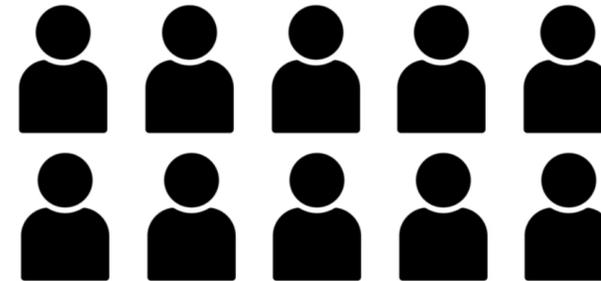


信託財産

受益者

法人
株式会社〇〇

受益権譲渡



投資家

収益給付

株式会社〇〇は、
所有していた不動産を
換金したことに



不動産小口化信託

6月26日（水） 18時～19時

Zoomによるオンラインセミナー

自己信託のニーズ

（財産管理・承継の課題を解決する自己信託を考える）

- 本資料は、作成日現在の法律・税制等に基づくものです。
- 本資料にシミュレーションが含まれる場合、前提として記載している想定条件に基づくシミュレーションであり、実際の状況とは異なる場合がありますので、予めご了承ください。
- 本資料は、情報を提供するために作成したものであり、その確実性・完全性に関して保証するものではありません。実際の個別具体的な税務に関する相談、法律に関する相談については、本資料を取得された方ご自身の責任で弁護士、会計士、税理士などの各専門家にご相談いただくようお願い申し上げます。
- 本資料に記載された意見や予測等は、資料作成時点での当社の判断であり、今後、予告なしに変更されることがあります。当社は本書のアップデートを行うことをお約束いたしません。
- 本資料に記載された商品・サービス等については、その実行・提供をお約束するものではありません。
- 本資料は当社の財産であり、要求があったときは当社に返還され、本資料を取得した方が作成した写しは破棄されるものとします。本資料を取得された方及び当社のいずれも上記に反する表明や誓約に依拠することはできません。

本資料作成日：令和6年5月29日